

## 外国人の国民健康保険（がいこくじんのこくみんけんこうほけん）

国保に加入した後...

### ① 保険証を使う

病気やけがをしたときに、医療機関で保険証を見せることで、医療費の一部（3割）を負担するだけで治療が受けられます。

### ② 国保税がかかる

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、お互いに助け合う制度です。この制度は国民健康保険税が財源になっています。

病気やケガをしたときのためにも、必ず国保税を納付してください。

国民健康保険税は、3つの要素で計算されています。

（1）「医療分」＋（2）「後期高齢者支援金分」＋（3）「介護分」

＝「国民健康保険税」

国保税は、資格を取得した月の分からかかります。加入の届け出が遅れた場合には、さかのぼって国保税を納付していただくことがあります。

国保税は1年分を7月～2月までの各月（8期）に分けて納付していただきます。

◆郵便物が届くようにしてください。

保険証や国保税のお知らせなど国民健康保険に関する書類を郵便で、世帯主あてに送付します。必ず郵便物が届くようにしてください。

また、届いた書類で日本語がわからない場合には問い合わせしてください。

問い合わせ先

笠間市役所 保険年金課 [TEL:0296-77-1101](tel:0296-77-1101)